

# 栃木県産業技術センター不正防止計画

平成 30 年 1 月 26 日策定

栃木県産業技術センターでは、研究不正の発生を未然に防止するため、「栃木県産業技術センターにおける研究活動の不正行為等の防止に関する規程（以下、規程という。）」（平成 29 年 3 月 31 日施行）第 4 条に基づき、不正防止計画を下記のとおり定める。

## 記

### 1 責任の明確化

研究不正防止に関する職務権限と責任体系が職員に浸透していないままでは、管理、監視体制が形骸化し、不正を発生させる要因となる。このため、責任体系を明確にするとともに、規程に明記し、研修やホームページを通じて内外に周知する。

### 2 研究費の適正な執行・管理の基盤となる環境の整備

#### (1) ルールの明確化・統一化

ルールが明確に定まっても、職員の不十分な理解や引継ぎが制度と実態とのかい離を生み、不正を発生させる要因となる。このため、研究費の執行にあたっては、職員一人一人が不正防止に係る自らの責任を自覚し、その都度ルールを確認するとともに、コンプライアンス推進責任者は、各部門における研究費執行状況の管理、監視を徹底する。

#### (2) 特定研究者、研究室への負荷偏重の予防

仕事の偏重は、チェックの形骸化だけでなく、研究員の不公平感を増大させ、不正を発生させる要因となる。このため、コンプライアンス推進責任者は、各研究員と十分な意思の疎通を図り、他業務を含めて過度な負荷集中が生じないように、提案課題や事務分担を管理する。

#### (3) 関係者の意識向上に向けた職員研修の実施

管理やモニタリング等の環境をいかに整備しても、職員一人一人の不正防止に関する意識が低いままでは、様々な対策は形骸化し、不正を発生させる要因となる。このため、コンプライアンス推進責任者は、センターの不正防止対策や公的研究費に関するルール、不正使用の事例及びその影響を職員に周知し、不正防止に関する意識を高めるため、研修を毎年度実施する。

### 3 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

不正を発生させる要因は常に変化し、本計画策定時には想定していなかった要因により、不正が発生する恐れがある。このため、不正防止計画推進部署（技術交流部）は、監査結果や文部科学省が公表する不正事案を元に、毎年度、センターにおいて不正を発生させる要因とその防止策を検討し、本計画の見直しを図る。

### 4 研究費の適正な執行・管理

#### (1) 研究費の執行と進捗管理の徹底

研究費執行時期の不合理的な集中は、チェックの形骸化を招き、結果的に不正を発生させる要因となる。このため、予算執行時期と研究進捗の不整合が生じないように、研究計画に合わせた適切な予算執行が行われているかをコンプライアンス推進責任者が管理する。

#### (2) 取引先企業との癒着防止

センター職員と装置納入業者は、装置の機能を維持するため、緊密な関係を保つ必要があるが、取引先企業との癒着は、不正を発生させる要因となる。このため、企業との打ち合わせの際には複数名が立ち会い、メールでのやり取りもコンプライアンス推進責任者に転送する等、原則一対一では行わない。また、検収時には上下関係を有しない複数名が立ち会うこととし、必要に応じて検収体制を不正防止計画推進部署が事前通告なく検査することで、対応のばらつきや形骸化を防ぐ。

(3) 業務の特殊性による検収の形骸化防止

データベース・プログラム・デジタルコンテンツ作成、機器の保守・点検など、特殊な役務契約に対する検収は、担当者個人の意向が大きく反映されることが、不正発生の要因となりかねない。このため、特殊な役務契約に対する検収は、担当者の意向を除外し、内容の妥当性を判断できる同一研究室の研究員等、複数名立ち合いの下で行う。

5 情報発信・共有化の推進

告発窓口や告発手続きが知られていない状況は、内外からの不正監視が十分に機能せず、抑止力が十分に働かないことが、不正を発生させる要因となる。このため告発窓口や告発手続き、この不正防止計画や規程等をホームページで公表し、センターの不正対策の取り組みに関する情報を積極的に発信してゆく。

以上